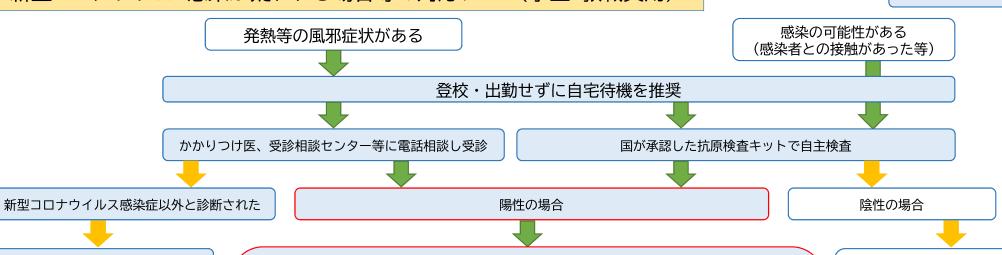
新型コロナウイルス感染が疑われる場合等の対応フロー(学生・教職員用)

*青色箇所は自宅待機を推奨



医師の指示に従い必要な療養をする

速やかに所属部局へ連絡

【所属部局】学生:担任、指導教員、所属部局の教務担当

職員:上司、所属部局の総務担当等

【休暇の取り扱い】

学生:公欠

「発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後24時間を経過するまで」自宅療養とする

職員:年次有給休暇または病気休暇(非常勤職員においては私傷病休暇)の取得

(※詳細は部局事務担当へ確認)

発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後24時間を経過するまで休暇、

テレワーク等により外出を控えることを推奨



発症日を0日目として5日間は外出を控える。

(検査キットで陽性で無症状の場合は、検査日を0日目として5日経過するまで)

症状が軽い場合は自宅療養。症状が悪化する場合はかかりつけ医に電話連絡した上で病院受診を。 療養期間中の体調に関する相談は保健管理センターへ連絡。

*発症日を0日目として10日間を経過するまではウイルス排出の可能性があるため、 不織布マスクを着用し、重症化リスクの高い方との接触は控える。 ※このフローチャートはあくまでも感染 防止の観点における行動指標となります。

外出する場合、特に接触から5日間は体

調に注意する。この間、基本的感染対策 及び不織布マスクの着用等の配慮をする。

